

攻めの“紀州林業”推進プロジェクト

## 紀州材**攻め**の販路開拓支援事業



都市部での紀州材流通シェア拡大を図るため、和歌山県内の製材所と利用協定を締結し、紀州材を取り扱う和歌山県外工務店の取組を支援します。

和歌山県

### 1 紀州材とは？

和歌山県内の森林で生産され、和歌山県内で製材加工された木材及び木材加工品で、紀州材認証システム要綱により証明されるもの。

### 2 補助の対象者は？

- ①和歌山県外に本社を有すること。
- ②和歌山県内製材所と紀州材利用協定を締結していること。
- ③法令に基づき営業し、必要な許認可等を取得していること。  
他

### 3 補助の主な条件は？

- ①「わかやま紀州材利用推進店」の登録を受けていること。
- ②5年間の「紀州材利用計画」を策定し承認されていること。
- ③紀州材の新規分の使用材積が、1棟あたり5m<sup>3</sup>以上であり、建築棟数が年間5棟以上であること。
- ④紀州材の使用材積を「紀州材利用計画書」にある過去3年間の平均使用材積より2.5m<sup>3</sup>以上増加させること。
- ⑤自社HP等で紀州材のPRを行うこと。
- ⑥内覧会を1回以上開催すること。
- ⑦建築現場で、紀州材のPRを懸垂幕等を用いて行うこと。

### 4 補助金の額は？

紀州材の使用量に応じて支援（※住宅のみ）

【上限額】

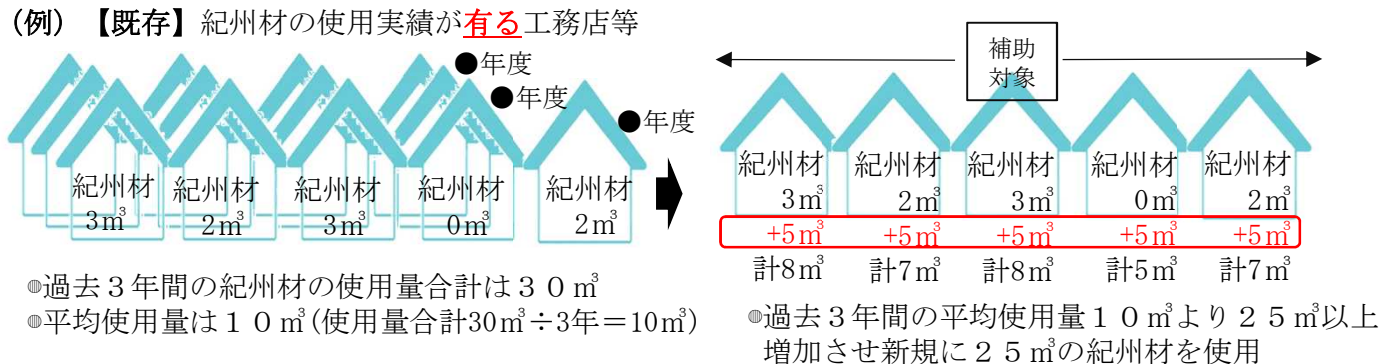
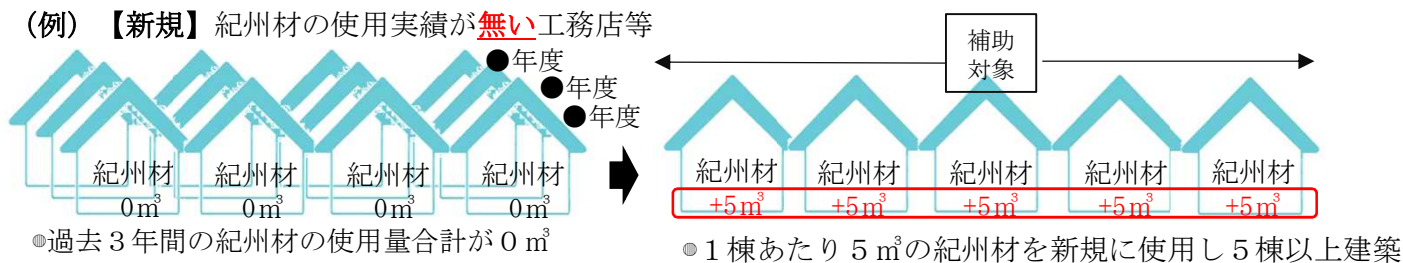
100万円（最大3年間） 【先着順】

| 紀州材の新規使用量                                 | 1棟の補助金上限額 |
|---|-----------|
| 5 m <sup>3</sup> 以上～10 m <sup>3</sup> 未満  | 60,000円   |
| 10 m <sup>3</sup> 以上～15 m <sup>3</sup> 未満 | 130,000円  |
| 15 m <sup>3</sup> 以上                      | 200,000円  |

## 5 手続きの流れは？



## 6 補助対象の考え方は？



## 7 問い合わせ先は？

- 和歌山県 農林水産部  
森林・林業局 林業振興課
- 〒640-8269  
和歌山県和歌山市  
小松原通り一丁目1番地
- Tel. 073-441-2968(直通)
- fax 073-433-1037
- male(代表)  
[e0706001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0706001@pref.wakayama.lg.jp)
- 申請様式  
林業振興課HPに掲載